

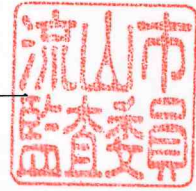


流山市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成29年5月18日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 中 川 弘



平成28年度
財政援助団体監査報告書

[流山商工会議所]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の対象範囲	1
第 6	監査の方法	1
第 7	団体の概要	1
第 8	財政援助の概要	2
1	名称及び交付の根拠	2
2	交付の状況	2
3	交付目的	4
4	補助額算定・交付方法・手続の適正性	4
5	事業報告書の適正性及び事業の実施方法等の検証	5
第 9	監査の結果	5
1	総合意見	5
2	個別意見	6

平成 28 年度財政援助団体監査報告

第 1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一
中川 弘

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による
財政援助団体監査

第 3 監査の期間

自 平成 28 年 10 月 28 日
至 平成 29 年 4 月 25 日

第 4 監査の対象

流山商工会議所
所管部課：経済振興部 商工振興課

第 5 監査の対象範囲

平成 27 年度における流山市からの補助金交付に係る事務事業及び所管部課の当該補助金交付事務並びにプレミアム付商品券発行支援事業。
（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）

第 6 監査の方法

監査対象団体及び所管部課から関係書類の提出を求め、審査を行うとともに、監査委員が団体職員及び所管部課職員から説明を聴取して実施した。

第 7 団体の概要

1 名称

流山商工会議所

2 所在地

流山市流山 2 丁目 312 番地

3 代表者

会頭 池森 政治

4 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的に平成 22 年 4 月 1 日に設立された。

5 主な事業内容

- ・商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し又は建議すること
- ・行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- ・商工業に関する調査研究を行うこと
- ・商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと
- ・商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと 等

第 8 財政援助の概要

1 名称及び交付の根拠

(1) 流山商工会議所事業補助金

- ・流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号）
- ・流山商工会議所事業補助金交付要綱（平成 20 年流山市告示第 164 号。以下「要綱」という。）

(2) プレミアム付商品券発行支援事業補助金

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2
- ・流山市補助金等交付規則

2 交付の状況

(1) 流山商工会議所事業補助金 7,500,000 円

ア 補助金交付申請等の手続

平成 27 年 7 月 22 日	交付申請
同年 7 月 23 日	市から交付決定通知
同年 7 月 24 日	概算交付請求
同年 8 月 5 日	概算支払
平成 28 年 5 月 17 日	実績報告
同年 5 月 17 日	市から補助金交付確定通知
同年 5 月 25 日	精算

イ 収支状況

・収入の部

補助金の収入事務について、決算書、関係諸帳簿等を調査した結果、流山商工会議所事業補助金 750 万円が収入されていた。

・支出の部

要綱第 3 条では、「補助金の額は、補助対象事業に要する経費の 2 分の 1 以内の額とする」と規定されている。

平成 27 年度の補助対象事業費は 1,792 万 4,202 円であり、補助金額は 750 万円で、補助金の使途については、次のとおりであった。

(単位：円)

補助対象事業	決算額	補助金の使途	補助金額
地域経済総合振興事業	6,989,684	流山産業博	6,127,778
		棚ショップ運営	54,221
		TX10周年記念事業	300,000
		流山本町ひなめぐり	507,685
商工業等振興対策事業	7,603,629	スプリングフェスタ	1,015,354
		こども110番のお店事業	54,000
		セールスプロモーション事業	420,590
		ポイントカード支援事業	1,800,000
		ながれやまバル事業	1,170,675
		まちゼミ事業	720,843
		先進地視察研修	182,122
		セミナー	37,688
		ながれやま大好き.Com	190,836
		商業部会その他商業振興費	135,550
		モノづくり楽しみ体験事業	186,671
		研修支援事業	302,536
		東葛工業人交流会	88,860
		工業部会その他工業振興	208,560
		安心安全なまちづくり貢献事業	339,401
		環境にやさしいまちづくりへの貢献事業	69,094
		先進技術等の視察研修	482,280
		建設業部会その他振興	16,970
		各分科会事業	130,596
サービス・諸業その他振興	51,003		
調査広報事業	512,640	会報発行事業	512,640
情報通信技術・機械化事業	23,831	サイト運営	23,831
労働福祉対策事業	129,000	生活習慣病健診	129,000
青年、女性会推進事業	2,665,418	青年・女性部育成費	2,665,418
合 計	17,924,202		7,500,000

(2) プレミアム付商品券発行支援事業補助金 230,857,018 円

ア 補助金交付申請等の手続

平成 27 年 4 月 30 日 交付申請
同年 5 月 8 日 市から交付決定通知
同年 5 月 8 日 概算交付請求
同年 5 月 25 日 概算支払 232,886,000 円
平成 28 年 3 月 17 日 変更承認等申請
同年 3 月 18 日 市から変更交付決定通知
同年 3 月 18 日 実績報告
同年 3 月 22 日 市から補助金交付確定通知
同年 3 月 24 日 精算 2,028,982 円返納

【補助実績】

(単位：円)

事業名	総事業費	市補助金
プレミアム付商品券発行事業	932,325,692	230,857,018

3 交付目的

- (1) 流山商工会議所事業補助金の交付目的は、本市の商工業の振興に資するため、商工会議所が行う地域総合振興事業に係る経費の一部を補助するものである。
- (2) プレミアム付商品券発行支援事業補助金の交付目的は、国の経済対策（平成 27 年 1 月まち・ひと・しごと創生本部事務局）において、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資するため、市に所在し、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付商品券発行事業に係る経費の一部を補助するものである。

4 補助額算定・交付方法・手続の適正性

- (1) 流山商工会議所事業補助金の額については、要綱第 3 条において、補助対象事業に要する経費の 2 分の 1 以内の額としている。

補助対象事業は、「地域総合振興事業」であり、商工業の振興策、情報化対策等の本市の商工業の魅力づくりに関する事業としている。

平成 27 年度概算請求時点の要綱第 11 条第 2 項では、「概算払を請求しようとするときは、補助対象事業の事業期間の 2 分の 1 に相当する期間に係る事業費ごとに行わなければならない」と規定されているが、1 回の請求で補助金全額を概算交付していた。

また、要綱第5条では、「補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は市長の承認を受けること」と規定されているが、変更承認申請書が提出されていなかった。

- (2) プレミアム付商品券発行支援事業補助金の額については、国、県からの交付決定額であり、交付手続については、市への補助金交付申請等の提出書類に不備があるものの、おおむね適正に行われていた。

5 事業報告書の適正性及び事業の実施方法等の検証

商工会議所が作成した流山商工会議所事業補助金の事業報告書には、補助対象事業経費以外の会合などの記載も混在しており、不適切な用途であるような誤解を招く記載があった。また、担当部課においては、補助対象事業の内容や実施方法の検証において検討を要するものが見られた。

第9 監査の結果

1 総合意見

調査した範囲において、補助金交付事務を除き団体による補助金の申請・実績報告事務、収支経理事務とも、おおむね適正に行われていた。

商工会から商工会議所に移行し6年目を迎え、流山商工会議所が本市商工業の一翼を担っていることは理解する。しかし、補助事業を中心とした事業遂行では、本来、自主・独立が基本である商工会議所の運営理念とのかい離が拡大すると考えるので、自主事業の強化や見直し、改善等を今後検討されたい。

また、補助対象の事業については補助金が市民の税金などの貴重な財源で賄われていることに鑑み、実施に当たっては、事業の公益性、公平性を保ちながら補助金の有効かつ効果的な活用により、一層の発展を期待する。

担当部課にあっては、補助目的に照らした補助対象事業の厳格化を図る必要がある。加えて事業報告書の様式の見直し等の検証方法を工夫することで、支出の検証可能性を確保し、補助対象事業の内容や実施方法について成果を判別できるよう検証されたい。

今後も、流山商工会議所との連携強化を図り、本市商工業の発展に寄与するよう要望する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、「指摘事項等一覧」（下表）のとおり、指摘事項及び検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成 26 年 4 月 1 日制定）により通知を求めるものとする。

【指摘事項等一覧】

	指 摘 事 項							計	検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
商工振興課	1				1			2	2	1
商工会議所	1				1			2	0	0
合 計	2	0	0	0	2	0	0	4	2	1

【指摘事項】

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

【検討・要望事項】

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

【注意事項】

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

・平成27年度時の要綱第11条第2項では、補助金の概算請求は「補助対象事業の事業期間の2分の1に相当する期間に係る事業費ごとに行わなければならない」と規定していたが、要綱を改正することなく、先行して一括で補助金を交付していた。要綱の遵守の徹底を求める。(商工振興課)

・要綱第5条では、「補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は市長の承認を受けること」と規定されているが、変更承認申請書が提出されていなかった。要綱の遵守の徹底を求める。(商工会議所)

・提出された事業報告書について、当該補助金の交付対象外と思われる事業の記載があるものを収受していた。報告内容を精査し指導するとともに、補助事業の内容や実施方法の検証を徹底されたい。(商工振興課)

・商工会議所で作成している事業報告書について、当該補助金の交付対象外と思われる事業の記載も混在しており、結果的に誤解を招くような内容になっていた。補助金交付に対する報告書であるので適正な事業報告書の作成を求める。(商工会議所)

(2) 検討・要望事項

・要綱では、商工会議所が行う地域総合振興事業に係る経費の一部に対し補助することとなっている。収支決算書の青年、女性会推進事業は県費補助対象の特別会計に計上、支出されていたことから、誤認されることがないように資金の流れが明確となるような報告書を作成するなど工夫されたい。(商工振興課)

・プレミアム付商品券の販売方法については、売れ残りを懸念するあまり本事業の副次的目的でもある「子育て世代への支援」に欠け、一部には不公平ともいえる販売方法となっていた。販売後のアンケートの実証などにより検証をされているので、今後同様な事業が行われる可能性もあることから、適正な事務執行を要望する。(商工振興課)

(3) 注意事項(措置対象外)

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

・公文書の宛名に付す敬称の削除に伴う関係告示で定める様式の取扱いの特例に関する告示(平成22年流山市告示第25号)では、「市長等が収受する文書は、様式の規定にかかわらず、敬称を用いず、「(宛先)」を冠し、市長等の機関名のみを表記する」と規定しているが、様式の取扱いの特例に関する告示に基づいた様式を使用していなかったもの。(商工振興課)